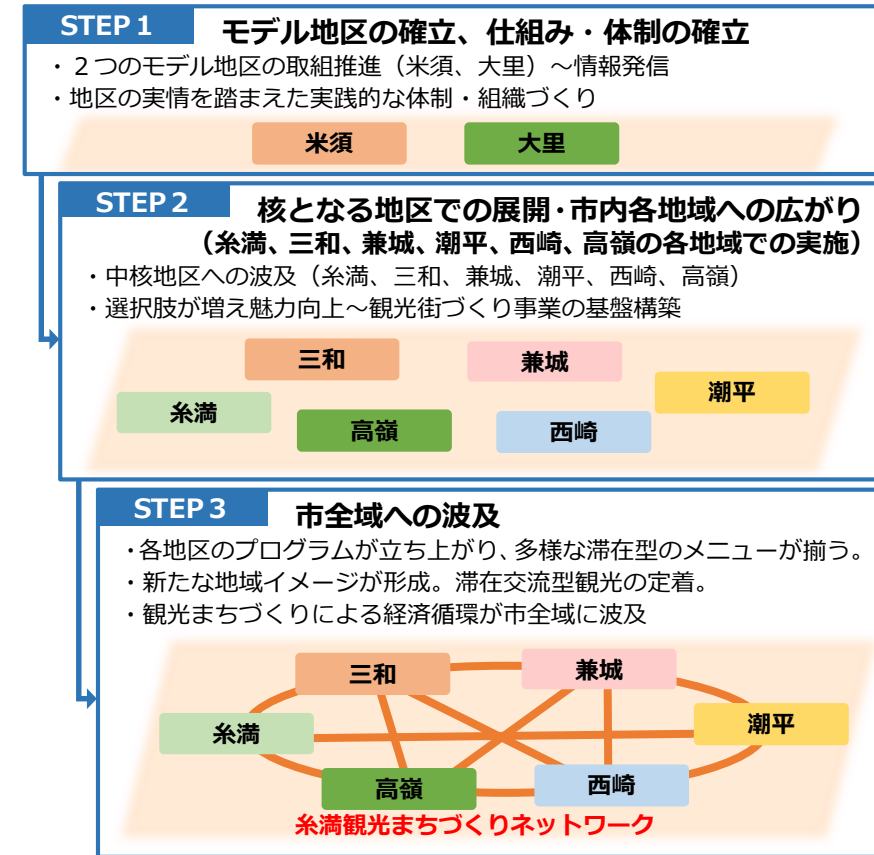


Ⅲ 将来像の実現に向けた方策

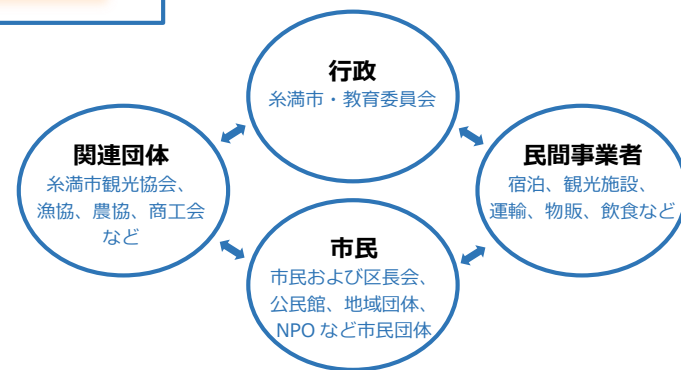
i 観光まちづくりの地区別推進計画

◆段階的取組のイメージ



ii 推進体制の構築

本計画推進にあたっては、行政（糸満市・教育委員会）、関連団体（糸満市観光協会・漁協・農協・商工会など）、民間事業者（宿泊・観光施設・運輸・物販・飲食など）、市民（市民および区長会、公民館、地域団体、NPO など市民団体）など様々な主体の役割のもとで取り組みます。



iii 計画の進捗管理

本計画の将来像の実現のため、計画に基づく事業推進についての進捗管理を行います。PDCA（計画 plan-実行 do-評価 check-改善 act）サイクルのもとで、計画を実行し、それを評価・改善、そして必要に応じて計画を見直すプロセスを運用していきます。

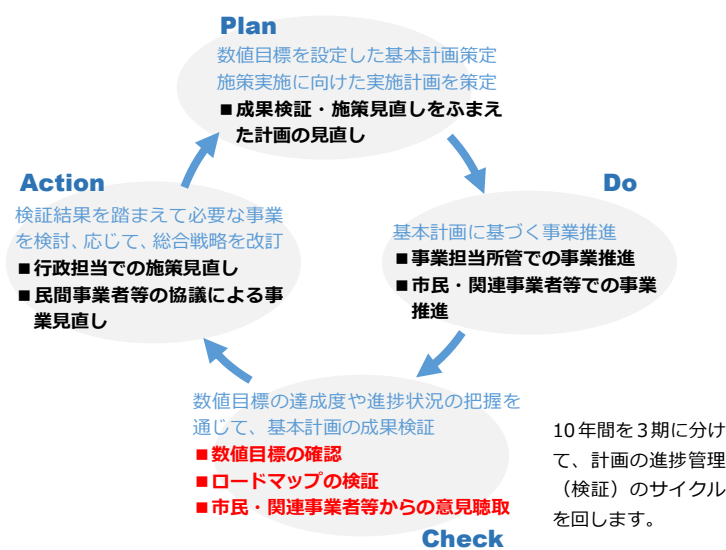
特に、評価（Check）のプロセスにおける検証としては、定量的・定性的な評価に努め、必要に応じた計画内容の見直しを行います。

検証にあたっては、関連事業者や外部有識者を含む検証委員会（仮称）を立ち上げて実施することとします。

◆地区計画推進にあたっての課題

推進にあたっては、既存のまち歩き商品や体験プログラムも含む糸満の観光まちづくり商品全体の情報発信、プロモーションのあり方の検討が必要です。また、そのための戦略的、事業実践的な組織・体制づくりが肝要です。すでに取組が進む米須・大里地区では、公民館を中心とした推進体制が存在するほか、有志での活動実行部隊が、地域の状況にあわせて取組を進めています。

このことから、地区の特性や住民の日々の活動に応じた、自主的な取組を進めることと、それを支援していく人材・体制のあり方の再検討が重要になります。



糸満市観光振興基本計画 概要版

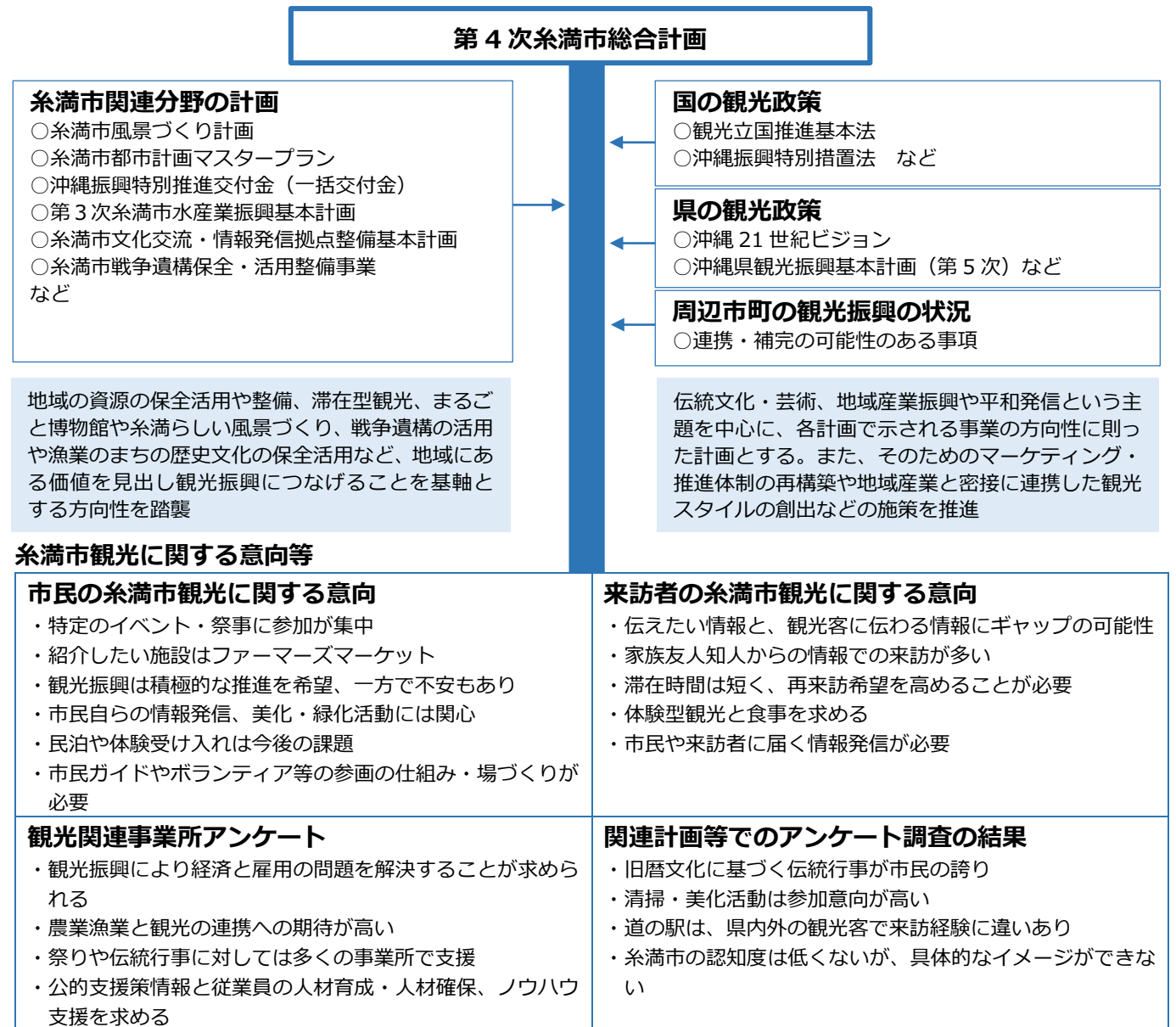
平成 28 年 3 月 糸満市

はじめに

平成 23 年 3 月に策定した第 4 次糸満市総合計画において位置づけた観光施策の内容をふまえ、糸満市観光振興の将来像、基本方針と目標、それらを実現する施策と具体的な取り組みを体系的に位置づけるものとして、今回、糸満市観光振興基本計画を策定します。

なお、本計画の計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。本市の観光をめぐる状況の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆本計画の位置づけ



糸満市観光振興基本計画

Ⅱ 糸満市観光振興基本計画体系

